

平成17年度 国土交通省関係予算 概要要求の概要

国土交通省大臣官房会計課



平成17年度予算概算要求の ポイント

《基本的考え方》

国土交通省関係予算については、厳しい状況にあるが、未だ十分とはいえない社会資本の着実な整備や総合的な交通政策の推進を図るため、また、景気回復の遅れている地方圏の地域再生を推進していく観点から、事業の重点化・効率化等を図りつつ、必要な事業を推進する。

《概算要求の規模》

●一般会計予算

公共投資関係費

7兆2,142億円（対前年度1.17倍）

＊地域基盤整備推進費等を含む。

うち一般公共事業費

7兆1,086億円（対前年度1.17倍）

義務的経費

4,053億円（対前年度1.00倍）

裁量の経費

2,497億円（対前年度1.20倍）

合 計

7兆8,692億円（対前年度1.16倍）

●財政投融资

4兆3,053億円（対前年度0.95倍）

財投機関債発行予定額

3兆163億円（対前年度1.23倍）

《概算要求の基本方針》

1. 重点4分野への重点化

重点4分野に予算配分を重点化しつつ、各事業分野でも、事業の目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化し、メリハリの効いた予算の実現を図る。

2. 成果重視の施策展開

政策評価等の結果を踏まえ、コストの削減を図りつつ、事業間連携の一層の強化、PFI手法の活用等により、成果目標の達成に向けて効率的な施策展開を図る。

3. 国庫補助負担金制度改革の推進

地方の自主性・裁量性を高めることを基本とし、統合補助金化、交付金化等の実情に即した改革を推進する。特に、地域再生の推進の観点から、省庁横断的な補助金改革を推進する。

4. 当面する重点課題への対応

地域再生・都市再生、観光立国の推進、豪雨災害等大規模災害対策の充実・強化など当面する課題に重点を置き、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。



平成17年度予算概算要求の概要

1. 重点4分野への重点化

- ・基本方針2004に従い、重点4分野に予算配分を重点化する。
- ・あわせて、各事業分野でも、事業の目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化し、メリハリの効いた予算の実現を図る。

《重点4分野への重点化》

下表のとおり。

《重点的に推進する事業・施策等》

金額は国費、()内は対前年度倍率

●道路

- ・三大都市圏環状道路の整備
2,137億円 (1.20*)
- ・多様で弾力的な料金施策への取組み
600億円 (皆増)

※平成16年度供用区間を除く。

●治水

- ・地域の洪水対応力強化のための床上浸水解消対策
1,865億円 (1.31)
- ・短期集中で実施する土砂災害対策
457億円 (1.34)

●都市公園

- ・防災公園の整備
501億円 (1.13)

●住宅・市街地整備

- ・まち再生まると支援事業（仮称）の創設
335億円 (皆増)
- ・まちづくり交付金の拡充
2,030億円 (1.53)
- ・住まいの安心確保助成事業（仮称）の創設
500億円 (皆増)

●下水道

- ・浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等による都市の浸水対策
1,859億円 (1.16)
- ・高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質保全
856億円 (1.16)

●鉄道

- ・新幹線鉄道の整備
既着工区間：772億円 (1.12)
未着工区間：事項要求
- ・都市鉄道の利便増進
10億円 (皆増)

●港湾

- ・スーパー中枢港湾プロジェクトの推進
364億円 (1.59)
- ・港湾における大規模地震対策の推進等
78億円 (1.14)

●空港

- ・羽田再拡張事業等大都市圏拠点空港の整備
1,048億円 (1.19)
- ・航空サービスの高度化の推進
166億円 (1.69)

2. 成果重視の施策展開

政策評価等の結果を踏まえ、コストの縮減

	公共投資関係費	行政経費	合 計
重点4分野合計 (対前年度倍率)	5兆4,135億円 (1.17)	1,829億円 (1.22)	5兆5,964億円 (1.17)
全体に占めるシェアの変化	75.8%→78.6%	24.5%→27.9%	71.1%→74.2%
個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方 公平で安心な高齢化社会・少子化対策 循環型社会の構築・地球環境問題への対応 人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT	4兆75億円 3,814億円 8,717億円 1,529億円	1,055億円 104億円 138億円 532億円	4兆1,130億円 3,918億円 8,855億円 2,061億円

を図りつつ、事業間連携の一層の強化、PFI手法の活用等により、成果目標の達成に向けて効率的な施策展開を図る。

《事業間連携の更なる強化》

- 成果目標の効率的達成を図るため、省庁横断的な連携を含め連携施策を一層強化。連携施策に1.0兆円を要求（対前年度1.23倍）。

（例）

- ・都道府県構想を踏まえ、市町村が策定する污水处理施設整備の計画について関係省庁が連携して助成する污水处理普及対策助成金制度（仮称）を創設。
- ・道路管理者と鉄道事業者の連携のもと、施行者の拡大などによる連続立体交差事業の推進、踏切拡幅、踏切制御の高度化による遮断時間の短縮等の踏切対策を総合的に推進。
- ・自動車交通行政と道路行政が連携し、高速バス路線へのバスロケーションシステムの導入促進等によるバス交通再生プロジェクトを推進。
- ・下水道管理者と河川管理者が連携し、都市の浸水被害対策や水質浄化対策を推進。

《効果的な事業実施による経済活性化の促進》

- 羽田空港国際線地区の整備へのPFI手法等の導入など、新規着手事業へのPFI手法の活用を推進。
- 沿道・沿線開発効果の高い都市内道路、幹線鉄道・都市鉄道の整備、スマートIC整備の本格化等、民間需要誘発効果の高い施策を集中的に実施。

《「モデル事業」・「政策群」の活用》

- 「基本方針2004」に従い、目標達成状況の事後評価を前提に弾力的な予算執行を可能とする「モデル事業」と、府省横断的に予算措置と規制改革等を連携させる「政策群」の活用を推進。
 - ・「モデル事業」は、新たに「自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業」等4事業を実施（継続事業と合わせて計

5事業）。

- ・「政策群」は、新たに「建設業の新分野進出促進支援」等3項目を実施（継続項目と合わせて計11項目）。

《政策評価等の的確な実施と予算への反映》

- 所管行政全般にわたって設定した成果目標（27の成果目標・117の業績指標）に基づき、政策評価等を的確に実施し、概算要求に適切に反映。
- 個別事業の新規事業採択時評価を概算要求時点で28件実施。

《コスト構造改革の推進》

- コスト縮減目標（平成19年度までに14年度との比較で▲15%）の達成に向け、積算及び発注方式の改革、事業のスピードアップ、ローカルルール等の推進等を通じ、公共事業の効率性・透明性を更に向上。

3. 国庫補助負担金制度改革の推進

- ・公共事業関係の補助金は、重点的・効率的な社会資本整備の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地方の自主性・裁量性を高めることを基本としつつ、着実な住宅・社会資本整備が進められるよう、統合補助金化、交付金化等の実情に即した改革を推進する。
- ・特に、地域再生の推進の観点から、省庁横断的な補助金改革に取り組み、地域にとって使い勝手のよい補助制度への改革を推進する。

《地域の視点を重視した省庁横断的な補助金改革を推進》

- 一定の政策目標の達成に向けて地方公共団体が策定する計画等について、関係省庁が連携して助成を行い、当該計画の範囲内において地方公共団体の裁量で各事業への充当が可能な制度を創設。
 - ・污水处理普及対策助成金制度（仮称）

汚水処理のための公共下水道、集落排水及び合併浄化槽の整備が遅れている中小市町村等における汚水処理施設の整備を効果的に推進。

・地域道路交通総合支援事業（仮称）

交通条件が厳しい山間部等において、農林業等の振興や都市・物流拠点等との交流促進の基盤として不可欠な地方道、農道、林道等の整備を効果的に推進。

・港湾漁港高度利用事業（仮称）

隣接する地方港湾・漁港の双方に効果がある防波堤等の整備や水域全体での放置艇対策等を効果的に推進。

・津波危機管理対策事業（仮称）

東海、東南海・南海地震等に伴う津波から人命を最優先に防護するため、一連区間の海岸において緊急的な防災機能の確保及び避難対策を効果的に推進。

《地域が自由に使える助成制度の充実》

●まちづくり交付金の拡充

事業規模を拡大（2,030億円（対前年度1.53倍））するとともに、まちづくりの目標を効果的・効率的に達成するため、ソフト事業に対する助成を拡充（全体の1割→2割）。

●地方道路整備臨時交付金の運用改善

地域の主体的な取組みを支援するため、地域再生に資する道路整備パッケージを重点支援する特別枠を設けるほか、市町村の事業に対し国が直接支援できる仕組みを導入。

●地域住宅政策に対する総合的な助成制度の創設

市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度（住まいの安心確保助成事業（仮称））を創設。

《統合補助金の更なる拡充》

●統合補助金の更なる拡充を推進。

6,139億円（対前年度1.11倍）

（例）

- ・上流から下流まで水系一貫での水質浄化対策、連続した親水空間の整備等を支援する「水系環境整備事業」を創設。
- ・急斜面上で発生する土砂・雪の崩落に対する防災対策の一体的な推進を支援する「地域防災斜面对策統合事業費補助」を創設。
- ・耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を総合的に支援する「住宅・建築物耐震改修等事業費統合補助」を創設。

等

4. 当面する重点課題への対応

地域再生・都市再生、観光立国の推進、豪雨災害等大規模災害対策の充実・強化など当面する課題に重点を置き、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。

※〔 〕内は国費、（ ）内は対前年度倍率

活力と魅力にあふれる経済社会の形成

(1) 地域再生・都市再生の推進

○まち再生まると支援プラン(仮称)の創設

地方と民間のパートナーシップによるまちづくりを一体的に支援するため、各種支援措置をパッケージ化した「まち再生まると支援プラン」を創設する。

（民間資金誘導の新たな仕組み～「まち再生まると支援事業(仮称)」の創設）

〔335億円（皆増）〕

民間主導によるまちづくりを促進するため、まちづくり交付金事業と連携してSPC・まちづくり会社等が行うまち再生プロジェクトや、遊休地を活用した民間事業の立ち上げ、空ビル等のリニューアル等を対象とした民間都市開発推進機構による支援措置を創設する。

（まちづくり交付金の拡充）

〔2,030億円（1.53）〕

事業規模を拡大するとともに、まちづくりの目標を効果的・効率的に達成するため、ソフト事業に対する助成を拡充する（全体の1割→2割）。

（駅まち協働事業の創設）〔19.5億円の内数〕

地方公共団体や鉄道事業者等で構成する協議会が策定する地域再生・都市再生の核となる交通拠点の整備計画に基づく事業について、協議会へ助成することにより効率的な実施を図る。

○地域道路交通総合支援事業(仮称)の創設

〔33億円（皆増）〕

交通条件が厳しい山間部等において、農林業等の振興や都市・物流拠点等との交流促進を図るため、地方公共団体が策定した地方道・農道・林道等をパッケージ化した整備計画について、関係省庁が連携して助成する制度を創設する。

○港湾漁港高度利用事業(仮称)の創設

〔7億円（皆増）〕

隣接する地方港湾・漁港の双方に効果がある防波堤等の整備や水域全体での放置艇対策等の共通する地域課題を解決するため、地方が作成する港湾・漁港の連携事業に関する全体事業計画について、関係省庁が連携して助成する制度を創設する。

○污水处理普及対策助成金制度(仮称)の創設

〔200億円（皆増）〕

污水处理のための公共下水道、集落排水及び合併浄化槽の整備が遅れている中小市町村等において、効率的な污水处理施設の整備を進めるため、都道府県構想を踏まえ、市町村

が策定する污水处理施設整備の計画について、関係省庁が連携して助成する制度を創設する。

○多様で弾力的な料金施策への取組み

- ・高速自動車国道について、平均1割程度割引に加え、別納割引の廃止等を踏まえた公団による新たな割引を実施する。
- ・一般道路の渋滞緩和や沿道環境の改善等の公益重視の観点から、環境ロードプライシングなど、国等による料金施策を実施するとともに、ETCの普及促進を支援する。

〔600億円（皆増）〕

○スマート IC 整備の本格展開

〔75億円（皆増）〕

高速自動車国道を有効活用し、交通の円滑化を通じた地域の活性化を図るため、建設・管理コストが削減可能なスマート IC（ETC専用 IC）の整備を促進する。

○新幹線鉄道の整備の推進

〔既着工区間：772億円（1.12）〕

〔未着工区間：事項要求〕

高速性、大量性、安全性に優れた新幹線鉄道の整備を推進することにより、国土の骨格となる広域交通機関の整備を図り、地域間の連携強化や地域の活性化を促進する。

○建設業の再生の推進〔28億円（皆増）〕

新分野進出や経営統合など経営革新の取組みを通じて、経営体質を強化するとともに、入札・契約制度の改革を通じて、不良・不適格業者の排除の徹底やダンピング受注の防止などを図り、公正な市場環境を整備し、過剰供給構造を是正することにより、建設業の再

生を目指す。

(2) 公共交通の活性化

○都市鉄道利便増進事業(仮称)の創設

〔10億円(皆増)〕

概成しつつあるネットワーク(既存ストック)を有効活用した都市鉄道の利便増進のため、利用者・地域ニーズの反映及び錯綜する利害の調整の仕組みを整備し、短絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備を推進する。

○LRTの整備の推進〔364億円の内数〕

鉄軌道事業者と地方公共団体等によるLRT整備計画に基づく事業に対し、一体的な支援を行う「LRT総合整備事業」を創設するなど、関係部局が連携しLRTの整備を推進する。

○バス交通再生プロジェクトの推進

〔44億円(皆増)〕

バス交通の再生を推進するため、バスカメラを活用して違法駐車やバスレーン上の違法走行に対処するバス交通円滑化対策、駅前におけるマイカー抑制と合わせたバス利便の向上、高速バス路線へのバスロケーションシステムの導入促進等を図る。

(3) 観光立国の実現

○ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化

〔40億円(1.25)〕

観光立国の実現に向け、ビジット・ジャパン・キャンペーンを引き続き官民一体で実施する。特に、客観評価に基づく効果の高い事業への集中化・重点化、中国訪日ビザ対象地域の拡大や愛知万博等を踏まえたキャンペー

ンの重点実施、自治体や地域の観光振興に取り組む組織等と連携して地方の魅力のPRを行う地方連携事業の拡充、重点市場の拡充等施策の高度化を図る。

○観光ルネサンス事業(仮称)の創設

〔13億円(皆増)〕

インターネットを活用した多言語による情報発信等の外国人受入れ体制の整備、古民家等の買収・活用等の観光資源の発掘・再構築、観光交流施設の整備など、民間を主体とした組織が行う観光地域振興事業について支援を行い、国際競争力ある観光地づくりを促進する。

(4) 国際競争力向上のための基盤整備等

○三大都市圏環状道路の整備の推進

〔2,137億円(1.20)〕

三大都市圏における通過交通の減少や都心部に集中する都市交通の分散により、交通の円滑化、環境負荷の軽減等を図るため、環状道路の整備を推進する。

○羽田再拡張事業等大都市圏拠点空港の整備の推進

〔1,048億円(1.19)〕

大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能を強化するため、東京国際空港(羽田)の再拡張事業等を着実に推進するとともに、関西国際空港の二期事業について、施設整備を2本目の滑走路の供用に必要不可欠なものに限定する等のコストの大幅縮減を講じた上で、2007年の限定供用を図る。

○スーパー中枢港湾プロジェクトの推進

〔364億円(1.59)〕

次世代高規格コンテナターミナルの形成を

図るため、高規格なコンテナバース等の整備促進、ターミナル運営を行う民間事業者が整備する荷捌き施設等への無利子貸付制度の創設等の支援を行うとともに、内航フィーダーコンテナ輸送の利用促進等の社会実験を実施する。

(5) 我が国海洋権益の保全

○大陸棚の限界画定のための調査の推進

〔67億円（1.25）〕

国連海洋法条約に基づき、200海里を超えて認められる我が国大陸棚の限界画定のため、内閣官房の総合調整の下、関係省庁と連携し、平成21年5月の国連への提出期限に向け、必要な調査を実施する。

国土とくらしの安全の確保

(6) 豪雨災害等大規模災害対策の充実・強化

○地域の水害対応力の強化

〔2,419億円（1.34）〕

新潟・福島豪雨、福井豪雨等による甚大な被害を踏まえ、地域の水害対応力強化のため、被災地の復旧、同様の水害・土砂災害の再発防止に対する重点投資に加え、新たに堤防強化対策等を推進する。

（堤防強化対策の推進）

破堤した場合に大きな氾濫被害が想定される中小河川の堤防を対象に実施する緊急点検の結果等を踏まえ、堤防脆弱部の強化対策を重点的に実施する。

（洪水ハザードマップの整備と治水情報の一元的管理の推進）

中小河川における洪水ハザードマップの普及を強力に促進するとともに、水位情報空白地帯の解消のためデータ電送システム付き水位計の設置、防災に関する各種情報の一元的管理システムの構築等を行う。

（水害広域緊急援助制度の創設）

大規模水害の発生時に、国の災害対策用機材（排水ポンプ車、照明車等）を被災自治体に派遣し、その運転経費等を国が負担する。

○安全な地域の実現と地域再生を支える基盤整備のための機動的な予算の創設

〔2,600億円（皆増）〕

重大な水害等の再発防止のため緊急に実施する必要のある事業や、地域再生計画に基づく基盤整備事業等に対して、年度途中において柔軟に対応が可能な機動的な予算として、地域基盤整備推進費を創設する。

○浸水被害緊急改善下水道事業の拡充等による都市の浸水被害対策の推進

〔1,859億円（1.16）〕

雨水の貯留・排水施設等を整備する浸水被害緊急改善下水道事業等を推進し、地下空間利用が高度に発達しており浸水のおそれがある地区等において、近年、頻発している集中豪雨による都市の浸水被害対策を推進する。

○津波危機管理対策事業（仮称）の創設

〔20億円（皆増）〕

東海、東南海・南海地震等に伴う津波から人命を最優先に防護するため、一連区間の海岸において緊急的な防災機能の確保及び避難対策を効果的に推進する必要がある。このため、地方が作成する津波防災対策計画について、関係省庁が連携して助成する制度を創設する。

○東海・東南海・南海地震等海溝型地震監視体制と対策の強化

・ケーブル式海底地震計及びナウキャスト地

震計の整備を行うことにより、東海地震発生予測精度の向上、東南海・南海地震のメカニズムの解明の推進を図るとともに、地震発生をいち早くキャッチし発災前に「緊急地震速報」を提供することにより地震被害の軽減を図る。 **〔12億円（5.59）〕**

- ・あわせて、緊急輸送道路等の橋梁耐震補強や地震・津波災害時の避難活動を支える避難路等の整備を促進するとともに、防潮堤防整備等の対策を緊急的に実施する。

(7) 治安・テロ対策等の充実・強化

○海上、港湾における治安対策等の強化 **〔192億円（1.10）〕**

- ・尖閣諸島周辺海域における領海警備体制を強化するとともに、外国海洋調査船に対する的確な対応を図る。
- ・東京湾等における情報収集・分析・監視等危機管理体制を強化するとともに、原子力発電所等の警備体制や港湾施設の出入管理の強化、テロ危険船舶の捕捉・鎮圧等、事態対処能力と自己警備体制の強化を図る。

○ハイジャック・テロ対策等航空保安対策の強化 **〔22億円（皆増）〕**

羽田空港における不法侵入事案等を教訓とし、空港への不法侵入を防止するため、場周フェンスの強化、センサーの設置等の保安対策を強化するとともに、危機管理のための現場の状況把握システムの拡充を図る。

(8) 自動車安全対策の推進

○リコールに係る不正行為に対する再発防止対策の推進 **〔5億円（皆増）〕**

自動車メーカーによる隠蔽、虚偽報告、データ改ざん等の不正行為を排除し、リコールの迅速、確実な実施を図るため、国の情報収集

体制、監査体制、技術的検証体制を強化する。

快適で豊かな国民生活の実現

(9) ユニバーサル社会の実現

○「駅から行き先施設まで」の一体的なバリアフリー化の実現 **〔115億円の内数〕**

鉄道駅に隣接する民間建築物へのエレベーター設置等のバリアフリー化改修について、国が直接支援する仕組みを導入するなど、鉄道事業者、民間建築物所有者、地方公共団体等の取組みの連携を促進し、駅等から行き先施設までの連続的なバリアフリー化の実現を図る。

○「開かずの踏切」解消等に向けた踏切対策の総合的な推進 **〔904億円（1.10）〕**

道路管理者と鉄道事業者の連携のもと、施行者の拡大などによる連続立体交差事業の推進、踏切拡幅、踏切制御の高度化による遮断時間の短縮等の踏切対策の総合的な推進により、人の流れと地域社会を分断する「開かずの踏切」の解消等を図る。

○「心のバリアフリー」実現に向けたバリアフリーボランティアモデル事業等の推進

〔2億円（皆増）〕

ハード整備に加え、地域住民が参加した人的介助等による「心のバリアフリー」の実現を図るため、交通ボランティアの組織化・活性化を促進するバリアフリーボランティアモデル事業等を推進する。

(10) 安心して住み続けられる住宅の確保

○住まいの安心確保助成事業(仮称)の創設 **〔500億円（皆増）〕**

市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度を創設する。

○民間資金を活用した良質な住宅取得の促進
〔4,832億円（1.19）〕

住宅金融公庫において、長期・固定金利の民間住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業等を推進するとともに、民間住宅ローンの活用を図りつつ省エネルギー化等の住宅の質の向上の促進を図る。

(11) 水と緑のうるおいのある生活空間の確保

○高度処理共同負担事業の創設等による公共用水域の水質の保全 〔856億円（1.16）〕

複数の下水道管理者間で高度処理費用を公平に分担する仕組みを導入すること等により、高度処理を一層推進し、三大湾等公共用水域の水質の保全を図る。

○海洋性レクリエーションを活用した沿岸地域活性化の推進 〔0.3億円（皆増）〕

プレジャーボートやマリーナ等を活用した海洋性レクリエーション、環境教育、観光振興等の具体化方策の策定等を支援することにより、うるおいある沿岸地域の活性化を推進する。

地球環境から身近な生活環境までの向上

(12) 運輸部門における地球温暖化対策の推進

○グリーン物流総合プログラムの推進
〔6億円（2.02）〕

「グリーン物流パートナーシップ会議」を

通じて、荷主と物流事業者が協働して行う燃料消費削減計画の策定や具体化を進めるとともに、オープン参加型で先進的な内容の実証実験の実施を支援する。

○スーパーエコシップの開発・普及
〔22億円（3.91）〕

船舶から排出されるCO₂の削減など環境負荷軽減や運航コスト削減などの物流効率化を実現するため、次世代推進システム等の革新的技術を導入したスーパーエコシップ（SES）の開発及び普及を図る。

○CNG車普及促進モデル事業等の創設
〔30億円の内数〕

環境先進地域との関係者と連携してCNG車の集中的・計画的導入を促進するCNG車普及促進モデル事業や、エコドライブを普及促進するためのエコドライブ管理システム（EMS）モデル事業等を創設する。

○ESTモデル事業の推進 〔1.6億円（皆増）〕

環境的に持続可能な交通の実現に向け、公共交通の利用促進、自動車交通流の円滑化、低公害車の導入等を連携して集中的に支援するESTモデル事業を推進するため、環境改善効果の評価手法の確立や普及啓発等を実施する。

(13) ヒートアイランド対策の推進

○路面温度を低下させる舗装の普及促進
〔10億円（皆増）〕

夏場の歩行空間の快適性を向上させるため、都市部の歩行者が多い商店街等を対象に保水性舗装等路面温度を低下させる舗装を導入するモデル事業を創設する。

公共事業労務費調査 (平成16年10月調査) の実施について

国土交通省総合政策局建設振興課労働資材対策室

課長補佐 田畑 正敏
たばた まさとし



はじめに

公共工事の工事発注に際し必要となる予定価格については、予算決算及び会計令第80条第2項により次のように定められています。

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

公共事業労務費調査（以下、「労務費調査」という）は、公共工事の工事費の積算に使用する公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」という）について、取引の実例価格等に基づいて設定するために行う調査です。昭和45年から毎年、農林水産省および国土交通省（以下、「二省」という）が、都道府県や政令指定都市、関係公団などの協力を得て実施しています。

本稿では、平成17年度労務単価を設定するための平成16年10月調査について、前回との変更点などをご紹介します。



労務費調査と労務単価の概要

(1) 労務費調査の概要

労務費調査は、年度の当初から適用する労務単

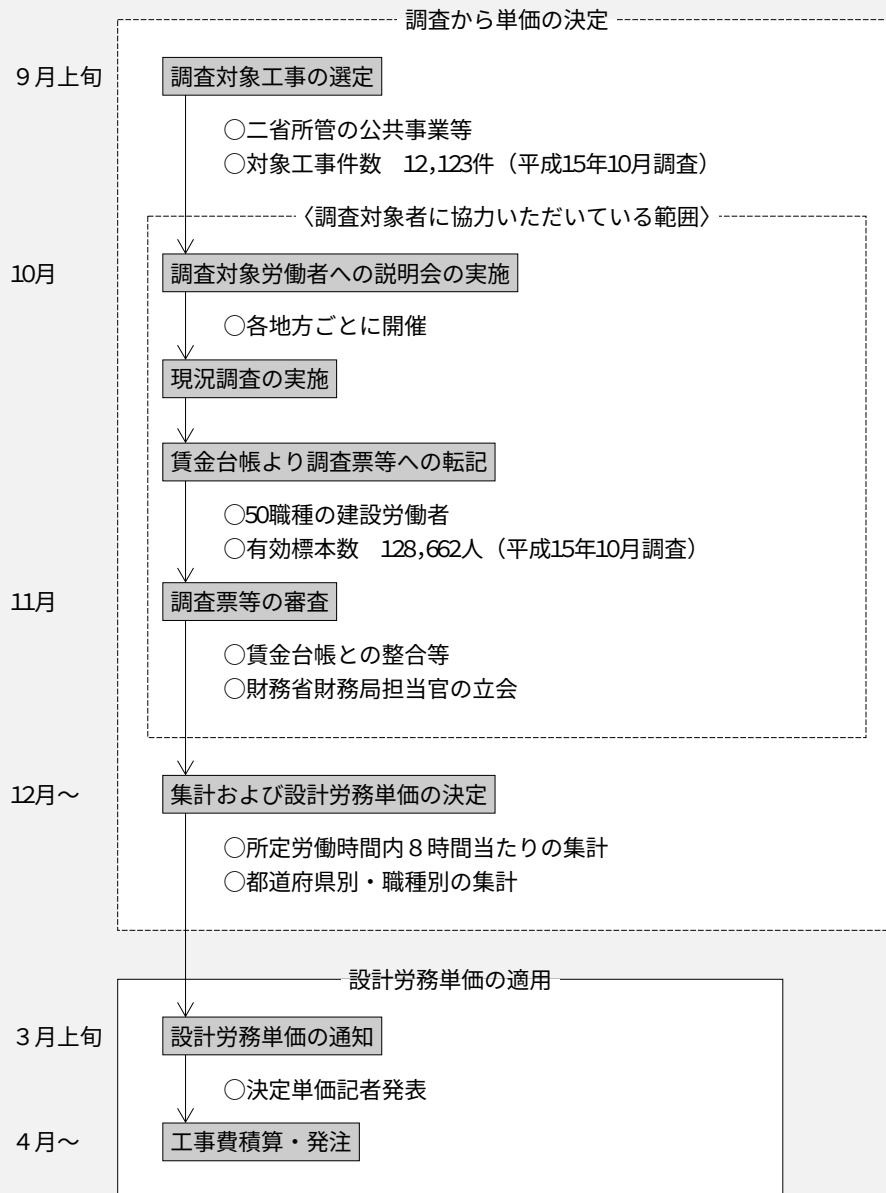
価を決定するために、原則として前年の10月の賃金の支払い状況を調査しています。調査の流れは、図-1のとおりです（件数は平成15年10月調査のもの）。

まず、二省の直轄事業、補助事業、都道府県や政令指定都市および二省が所管する公団等の事業から調査対象工事を選定します。対象となる工事は10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団とし、無作為に抽出しています。

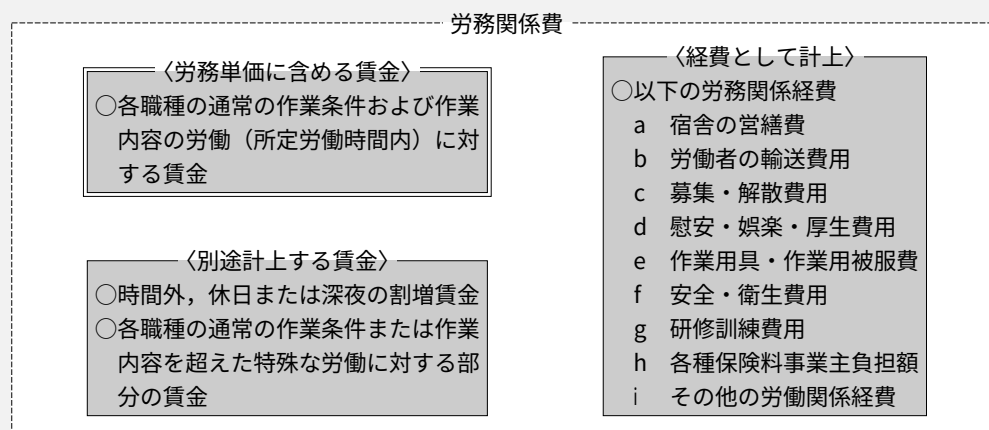
調査対象となった工事では、調査月である10月に当該工事に従事したすべての建設労働者の賃金を50職種の調査対象職種の区分に基づいて調査します。なお、対象となる建設労働者については、下請の回数についての制限はなく、対象工事に従事したすべてを対象としています。

調査対象となった会社では、まず、労働基準法により調製・保存が義務付けられている賃金台帳等から調査票に賃金などを転記していただきます。この調査票に記載された賃金の額や、実際の作業内容と50職種の定義が一致しているかどうかなどを会場審査において照合・確認します。

この他にも、労務費調査では事前に対象工事の現場における労働者の数や職種を調べる現況調査や、健康保険や厚生年金保険の支払い状況による賃金の確認などによって、より正確に賃金の実態を把握するように努めています。



図－1 公共事業労務費調査の流れ



図－2 公共工事の積算における労務関係費

(2) 労務単価の概要

一般に労務関係費と言われる費用には、賃金の他にさまざまな経費も含まれています（図－2）。

労務単価は、賃金の中でも基本給相当額や基準内手当、実物給与、臨時の給与に限られています（図－3）。時間外、休日および深夜の割増賃金や、特殊な作業条件下での手当等は、労務単価には含まず、別途計上する賃金として扱われています。

また、労務単価に含まれない労務関係費のうち、例えば労働者の募集、被服、研修・訓練などに要する費用や各種保険料の事業主負担額などは、別途経費（現場管理費など）で計上することになります。

(3) 労務単価の留意事項

労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分に留意して下さい。

- ① 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ② 本単価に含まれる賃金は図－3のとおりであり、時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金や各職種の通常の作業条件を超えた労働に対する手当、現場管理費および一般管理費等の諸経費は含まれないこと。

留意事項については、「公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事

項について」（平成16年8月3日付け国総労第30号）も参照して下さい。



平成16年10月調査について

労務費調査では、調査の精度や透明性を高めるために、毎年度、調査の改善を進めています。

また、平成15年度には「労務費調査の基本的あり方に関する研究会」（以下、「研究会」という）が設置され、「労務費調査の基本的あり方に関する検討中間とりまとめ（平成16年2月26日）」（以下、「中間とりまとめ」という）が提言されました。中間とりまとめでは、単価の設定範囲を複数県でブロック化することを検討することなどの調査手法の最適化や、調査方法の改善などに取り組むこととされています（研究会および中間とりまとめの詳細については、国土交通省のホームページ^(注1)、または建設マネジメント技術2004年6月号 p.56をご覧ください。）

これらを踏まえ、平成16年10月調査では、具体的な改善策を検討するための補足調査や、有効回答の向上対策などを行います。

(1) 補足調査の実施

今後、研究会などで具体的な改善策を検討するために、次の項目を10月調査とあわせて調査します。

- ① 各職種における経験年数
- ② 各職種の資格の取得状況
- ③ 複数職種の兼務状況

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①基本給相当額}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{②基準内手当}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{③臨時の給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}} + \underbrace{\text{④実物給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

図－3 労務単価の構成

(2) 有効回答の向上対策

労務費調査では、賃金台帳や就業規則等を調査票の記載事項の確認資料としているため、これらが整っていない場合は、無効標本として扱われます。

「中間とりまとめ」で棄却率の改善に向けた取り組みの実施が提言されたことを受け、厚生労働省および関係業界団体の協力を得ながら、賃金台帳や就業規則等の整備が容易にできる資料集を作成しました。この資料集を今回の10月調査の実施において「労務費調査の実施にあたって（必要書類の確認のお願い）」として、関係業界団体に配付し、会員企業への周知について協力を依頼しています。

また、資料集は調査説明会などで活用するとともに、誰でも入手できるように国土交通省のホームページからダウンロードできます^(注2)。

(3) 職種の定義・作業内容および調査票様式の変更

今回の10月調査では、職種の定義・作業内容の変更はありません。調査票様式についても、補足調査の調査票が追加される以外に変更はありません。

(4) 調査の手引き、調査票様式の配付方法の改善

昨年度に引き続き、国土交通省のホームページから調査の手引き、および調査票がダウンロードできます^(注3)。

4 モニター調査の実施について

建設業は、多様な職種で構成されており、職種によって就業状況等の違いがあります。また、労務費調査で得られる有効票本数については、職種によって大きく異なり、他の職種と比較して、少数の有効標本しか得られない場合もあります。

このような状況で、賃金の支払い状況を正確に把握するための改善策として、平成12年度からモニター調査を行っています。モニターとして登録

した会社に雇用される労働者を対象に調査票に記入していただき、主に訪問調査により調査する方法です。これまでの結果から、モニター調査のデータを労務単価を設定する際のデータとして導入するために必要な検証を行っているところです。

今年度も企業への訪問調査によるモニター調査を石工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、山林砂防工の5職種で実施します。今回は、はじめて10月の賃金を対象に調査を行うこととしています。

なお、モニター調査の調査票についても、国土交通省のホームページでダウンロードできます^(注4)。

5 おわりに

労務費調査は、調査対象となった会社の皆様をはじめ、関係各位の多大なご協力により実施されているところであり、厚く御礼申し上げます。

これからも、調査の精度や透明性、あわせて調査対象となられる方々の利便性の向上のために必要な改善を進めることとしています。

今後とも、公共事業労務費調査に対するご理解とご協力の程をお願いする次第です。

【参考 URL】

(注1) 労務費調査の研究会および中間とりまとめ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/roumuhi4/roumu/hyoushi.html>

(注2) 有効回答向上対策の資料集

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/roumuhi4/roumu/kikyakuritsu/index.html>

(注3) 調査の手引き、調査票様式

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/roumuhi4/roumu/h1610/menu.html>

(注4) モニター調査の調査票

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/roumuhi4/roumu/h16m/logged_01.html